

昭和40年11月10日第三種郵便物認可 平成18年4月10日発行(毎月10日)第498号

中央会

組合活性化情報

4

2006.4
No.498

わかやま

和歌山県中小企業融資制度

ステップアップ講座「新会社法」

トピックス「中央卸売市場で春の祭典」

くみあい元気ルポ

今月のトピックス

元気市場の春の祭典！！

～ 中央卸売市場でちゃんこ鍋まつり～

新鮮・安全・安心な食料品を日々、市民の台所に届けている和歌山市中央卸売市場は長く公共的な役割を果たしてきました。

市内西浜の広大な市場を舞台に、3月5日（日）春の祭典“ちゃんこ鍋まつり”が元気一杯にオープニング。

和歌山市民の台所という

実績を積んできた市場の存在をより深く理解してもらおうと、今回のビッグな開催となりました。

当日は、田子ノ浦部屋他協力のもと、直径1m深さ30cm（200人前）の大ちゃんこ鍋が3つも登場！売切れ御免の盛況となりました。

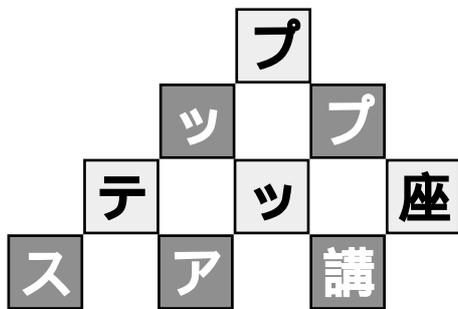
又、野菜、鮮魚、果物などの即売や、ふぐ鍋、あんこう鍋、クエ鍋、マグロ鍋など11種類の鍋販売も大人気。

腕白相撲、餅つき、ライブステージ、熱気球体験とイベント三昧の一日となりました。

市民の台所を舞台に開催された“ちゃんこ鍋まつり”には、約3万5千人が参加、まさに元気溢れる春先取りの祭典となりました。



和歌山市青果仲卸業協同組合
TEL073-432-0560
和歌山市中央卸売市場水産物仲卸業協同組合
TEL073-432-2810
和歌山水産物商業協同組合
TEL073-433-2658



「新会社法」 PART

はじめに

平成18年5月頃から、いよいよ新会社法が施行される予定です。世間では、「有限会社は、なくなるらしい。」「1円でも会社が作れるらしい。」といった情報が飛び交っています。今回の連載（全3回）をお読みいただき、

是非、正しい知識を吸収して下さい。紙面の都合上、細部にわたって書いていない部分もありますが、また、不明の点などありましたら、中央会さんまでご質問、お問い合わせ下さい。

シリーズの内容

さて、3回のシリーズにおいては、商法改正（というより「新会社法」）の内容のうち、特に、中小企業の経営に関係の大きなところを、ピックアップして紹介させていただきます。したがって、「商法の条文の記述が、“カタカナ”から“ひらがな”になったらしい」とか「三角合併というのが出来るようになったらしい」といった類のことは、非常に面白い内容ではありますが、今回は割愛しています。

では、3回のシリーズの内容を紹介させていただきます。

1回目（今回）は、新会社法の目玉であります、「会社設立」の部分について解説しますとともに、「これまでの有限会社は？」というテーマで、今、有限会社でいっしょ

る会社さん向けに、注意点、アドバイスを書いています。

2回目は、「会社に合った組織体制の選択」として、今まで設置してきた取締役、監査役などの会社機関を、今後、どう見直していくかといった点について、新会社法で増えた選択肢を見ていきます。また、「種類株式の活用」「相続による株式分散を避ける手法」「会計参与」「剰余金分配の新ルール」など、新しく設けられましたルールの数々も紹介していきます。

3回目は、今、非常に注目されている「LLCとLLP」といった新しい組織形態について、その仕組みの紹介と、これからの活用方法について、考えられる可能性にスポットを当ててみたいと思っています。

「スムーズに創業（会社設立）できるルールへ」

今回の新会社法の制定にあたっては、目的としていくつもの大きなテーマが掲げられています。その一つが、「会社の設立数を増やし、経済を活性化すること」です。ご承知の通り、会社の設立に当たっては、今までは、資本金の準備（有限会社は300万円、株式会社は1000万円）、役員（株式会社の場合、最低でも取締役3名、監査役1名など）、銀行への資本金払い込みの手続きなど、多くの手間と、多額の資金を要するなど、見えないハードルがありました。それらが、少なからず会社の設立を、難しくしているといった反省から、以下に示されるように、手続きの簡素化が図られました。

(1) 最低資本金規制の撤廃

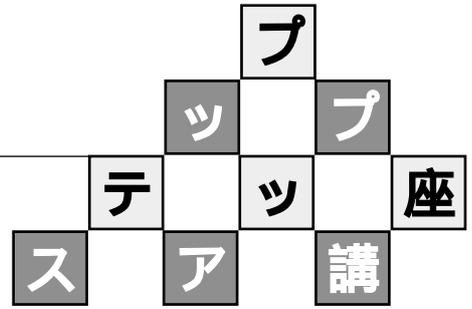
今まで、最低資本金として、株式会社は1000万円、有限会社は300万円必要でした。しかし、新法により、この規制は撤廃され、1円の資本金でも会社が設立できるようになり、資金のハードルは随分と低くなりました。

(2) 類似商号規制の廃止、会社目的の記載基準の緩和
今まで、同じ法務局の管内では、基本的に、同じ会社名を使用できませんでした。この規制が撤廃され、「同一住所で同一商号」や「有名な会社名（例えばトヨタ自動車など）の使用」など、極端におかしなケースを除いて、原則的に、自由に商号（会社名）を決めることができるようになります。

また、「会社の目的」についても、これまでは定款に記載する表現が、一定のものでないと、法務局で登記を受け付けてもらえない、といったことがありました。これも緩和され、新しい技術やサービスの名称（例えば横文字のIT用語など）についても、柔軟な表現が可能となり、登記できるようになります。

(3) 銀行保管証明の廃止

これまで、会社設立にあたっては、最初の資本金を受け入れてくれる金融機関を探すことに苦労するケースもありました。特に、今まで商売の経験や実績がなか



ったりすると、なかなか銀行の方で口座開設が出来ず、結果として会社が作れないということもありました。

この点について、新法では、複数の出資者がいない「発起設立」のケースにおいて、銀行保管証明は不要とし、代わりに「残高証明」や「通帳のコピーに自分で証明文を付ける」など、簡単に発行していただける

証明や、自分で作成する資料などで、手続きができるようになりました。この結果、今までは、登記が済むまで、払い込んだ資本金は動かせなかったのが、残高証明の発行後には、直ちに引き出すことも可能となりました。

Q1. 確認（有限又は株式）会社はどうなりますか？

経済産業大臣の認可を得て、少ない資本金で設立された、いわゆる「確認会社」は、新法の施行により、増資の必要がなくなります。

しかし、会社の定款や謄本には、「5年以内に増資できないと解散します」と約束した文章が載ったままになっています。したがって、この文章を消す手続き（定款変更と登記）が必要になります。もし消し忘れると、本当に解散しなければならなくなってしまいますので要注意です。

「有限会社はどうなってしまうですか？」

今まであった有限会社法という法律がなくなり、新法の施行後は、有限会社をつくることはできなくなります。では、今、有限会社の方は、どうしたら良いのでしょうか？基本的には、以下の二つの選択が考えられます。一つは、このまま有限会社でい続けること（特例有限会社）今一つは、株式会社へ組織変更すること（株式譲渡制限会社へ移行）です。

(1) このまま有限会社でい続けるか？（特例有限会社）

このまま有限会社でいることは、勿論、可能です。名称も、有限会社を使用できます。この場合は、自分で行う手続きは、特に、何もありません。しかし、細かい話ですが、会社の登記の表現が、（株式会社の表現へ）一部変更になります（例：「資本の総額」「資本金の額」「出資1口の金額」「発行済株式総数」

など）。これらの登記事項の変更は、登記官が職権にて行いますから、何も申請する必要はなく、お任せする形になります。

(2) 株式会社へ組織変更するか？（株式譲渡制限会社）

新法によって、今までの有限会社は、簡単な手続きで、増資の必要など無く株式会社になることが可能です。手続きの内容は、「商号の変更」（有限会社 株式会社）についての定款変更を株主総会で決議し、「株式会社の設立」と「有限会社の解散」の登記申請を行います。

この際、税務・労務関係の手続き（異動届けなど）が発生しますが、それはあくまで「名称変更」という取り扱いとなり、有限会社の情報（権利・義務）は、そのまま、次の株式会社へ引き継がれる形となります。

Q2. 有限会社でい続けることのメリットは何ですか？

有限会社でい続けることのメリットとして、以下、2つのことが挙げられます。

有限会社には、「決算公告の義務」がありません。

有限会社には、「役員任期」がありません。

は、株式会社に課せられている義務です。今後、コンプライアンス（法令遵守）の徹底により、全ての株式会社が公告するようになると、一般的に「官報公告」で年間5～9万円、中小会社でも費用がかかるかとされています。ちなみに公告しなかった場合の罰金は、100万円以下となっています。

は、有限会社の特徴です。株式会社では、必ず役員変更の時期がきますので、その都度、登記手続きや費用がかかってきます。

他には、「有限会社の名称に親しんでいる」「名刺、看板、ハンコを変えたくない」などの理由で、有限会社でい続ける方も、相当あると予想されます。

平成18年度和歌山県中小企業融資制度

この制度は、中小企業の事業活動に必要な資金を県と金融機関が協調して融資することにより、その経営の安定、体質の強化、近代化及び合理化を図り、中小企業の発展に資することを目的としています。

制度・資金		融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額	
制度	資金				
一 般	振興対策資金	一般 次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 2. 融資申込日現在において、県内で1年以上継続して事業を行っている方	近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要 設備資金	所要資金の90%以内で 5,000万円	
		組合 次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合及びこれらの組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員にあつては、中央会会長の推せんを受けた方	事業活動に必要な 運転資金	5,000万円	
		環境 和歌山県振興対策資金(環境枠)借入申込に係る対象施設等認定要領に基づく対象施設の申請を行い、知事の認定を受けた方で、当該申請に従って対象施設の整備を実施する方	環境保全施設整備等に必要 設備資金 運転資金 (運転資金はアスベスト関連施設に限る)	5,000万円 (設備資金は所要資金の90%以内)	
	短期決済資金	一般 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる事業を融資申込日現在、1年以上継続して行っている方	運転資金	2,000万円	
		売債 1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる事業を融資申込日現在、1年以上行っている方 2. 事業者に対する売掛債権を保有し、それを担保提供できる方	運転資金	2,000万円	
	経営支援資金	一般 次のいずれかに該当する方 1. 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 2. (財)わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であつて、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 3. 最近3か月の平均売上高が前年若しくは2年前又は3年前の同期の月平均売上高に比して5%以上減少している方 4. 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下「破産等の申立」という。)を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業(以下「倒産企業」という。)との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 (ア)倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権(以下「未収債権」という。)を有する方 (イ)倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方	運転資金	3,000万円	
		セーフティ 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方		上記一般枠の融資限度3,000万円と併せて5,000万円	
	資 源	一般	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる事業を融資申込日現在、1年以上継続して行っている小規模企業者(右上の欄外を参照)	近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要 設備資金	所要資金の90%以内で、 2,000万円
			県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる事業を融資申込日現在、1年以上継続して行っている小企業者(右上の欄外を参照)	事業活動に必要な 運転資金	2,000万円
		組合 次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の構成員で中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金	組合員 5,000万円	
特小 次のいずれにも該当する方 1. 小規模企業者の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2. 1箇年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3. 税額のある次の諸税のいずれかを完納している方 (ア)源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は、法人税) (イ)事業税 (ウ)県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4. 協会保証付きの債務(特別小口を除く。)がない方		設備資金 運転資金	中小企業信用保険法第3条の3第1項に規定する額 現行:1,250万円		

融資制度は、平成18年4月1日現在のものです（金融情勢の変動により金利等を変更することがあります。）。
 表中「小規模企業者」とは、従業員数20人以下（ただし、商業、サービス業は5人以下）の個人、法人をいいます。
 表中「小企業者」とは、従業員数9人以下（ただし、商業、サービス業は4人以下）の個人、法人をいいます。
 融資の申込先は、本表の受付機関になっていますが、その際、商工会議所又は商工会を経由して融資を申し込むことができます。
 信用保証料は保証協会所定の保証料率区分に応じて県が一定割合を負担しています。（最大0.7%を負担）

融 資 利 率	信用保証及び信用保証料率	融資期間	償 還 方 法 (据 置 期 間)	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	受 付 機 関 (申 込 先)
年1.9%以内 (ただし、環境枠の アスベスト関連施 設の場合は年1.0 %以内)	必 要 保証協会の所定の条件による (ただし、組合枠は必要に応じ て「要」)	10年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫 紀陽銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行	取扱金融機関 ただし、組合 枠は中小企業 団体中央会又 は商工組合中 央金庫
		7年以内	割賦償還 据置 設備資金 10年以内 運転資金 7年以内			
年1.4%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	1年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	第三銀行 関西アーバン銀行	取扱金融機関
	年0.55%		金融機関所定 の償還方法に よる			
年1.2%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	7年以内	割賦償還 据置 1年以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合 和歌山県医師信用組合 和歌山県信用 農業協同組合連合会 わかやま農業協同組合 ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合 岩出町農業協同組合 紀北川上農業協同組合	産業支援課 又は 振興局 産業総務課
	年0.70%				ありだ農業協同組合 紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合 みなべいなみ農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合	取扱金融機関
年1.2%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	7年以内	割賦償還 据置 1年以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	みくまの農業協同組合	取扱金融機関
	年0.70%	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	割賦償還 据置 設備 1年以内 運転6か月以内			
6年以内		割賦償還 据置なし			ただし、組合 枠は中小企業 団体中央会又 は商工組合中 央金庫	

制度・資金			融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額
制度	資金	枠			
一 般 融 資	新 規 開 業 資 金	一 般	<p>経験や資格等を生かして、独立して新たに事業を開始しようとする方（開業後1年未満の方を含みます。）で、次のいずれかに該当する方</p> <p>1. 法律に基づく資格を有し、その資格を生かして事業を開始しようとする方</p> <p>2. 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた技術をもって新たに事業を開始しようとする方</p> <p>3. 同一企業に継続して3年以上、かつ同一業種に通算して7年以上勤務し、退職後1年以内に同一業種の事業を営もうとする方（法人役員経験者を含みます。）</p>	設備資金	所要資金の70%以内で 1,000万円
		創 業	<p>独立して創業しようとする方（開業後1年未満の方を含みます。）で、次のいずれかに該当する方</p> <p>1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方</p> <p>2. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方</p> <p>3. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方</p> <p>4. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後1年未満の方</p> <p>5. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後1年未満の会社</p> <p>6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後1年未満の会社</p>	設備資金 運転資金	自己資金相当額以内で 1,500万円
政 策	元 気 わ か や ま 資 金		<p>次のいずれにも該当する方</p> <p>1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方</p> <p>2. 融資申込日現在において、県内で1年以上継続して事業を行っている方</p> <p>3. 直近の決算において債務超過でない方</p> <p>4. 融資申込金融機関と正常な取引関係にある方</p>	設備資金 (ただし、土地、建物の取得を除く。) 運転資金	5,000万円 (ただし、運転資金については直近決算の月商の2倍以内で5,000万円とする。)
		借 換	<p>次のいずれにも該当する方</p> <p>1. 融資申込時において、和歌山県中小企業融資制度（和歌山県信用保証協会の保証付き）に係る借入金残高のある方で既往借入金（短期決済資金、元気わかやま資金、資金繰り安定資金及び平成18年度の県制度融資借入金は除く。）を返済しようとする方</p> <p>2. 本制度を利用することにより、月々の返済負担を軽減することができる方</p> <p>3. 資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内での完済が十分見込まれる方</p>	返済資金 (県制度融資の残高と同額以内の協会保証付きプロパー資金の残高を含む。) 運転資金	8,000万円
		再 生	<p>和歌山県再生支援協議会による支援決定により、再生計画書を策定し、それに基づいて事業再生を実施する方で、なおかつ、金融機関独自の融資を当該資金と同額以上受けることができる方</p>	設備資金 運転資金	金融機関独自融資相当額以内で 1億円
融 資	成 長 サ ポ ー ト 資 金	一 般	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>1. 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って経営革新のための事業を実施する方</p> <p>2. 常用労働者（ただし、新卒者で、雇用保険の被保険者資格取得者に限る。）を3人以上雇用し、それに伴い設備資金（設備資金の利用に伴う運転資金を含む。）を必要とする方（ただし、雇用する予定の方（2か月以内に雇用する見込みの方を含む。）を含む。）</p> <p>3. 廃止前の中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく研究開発等事業計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方</p>	設備資金 運転資金	5,000万円 5,000万円
		I T 認 証	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>1. 情報ネットワークを使い、商品の開発やサービスの提供、企業間取引を始める方</p> <p>2. 経営の近代化・合理化等を行うため、IT機器を導入する方</p> <p>3. デジタル情報の製作、ソフトウェア等の開発・支援、情報ネットワークの構築・運用等を行う方</p>	設備資金 (ただし、IT関連設備に限る。)	3,000万円
	災 害 復 旧 対 策 資 金		災害対策基本法（昭和36年法律第223）第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、当該資金の適		

融 資 利 率	信用保証及び信用保証料率	融資期間	償 還 方 法 (据 置 期 間)	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	受付機関 (申 込 先)
年1.9%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	据置 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	三菱東京UFJ銀行() 三井住友銀行() りそな銀行() みずほ銀行()	産業支援課 又は 振興局 産業総務課
	年0.70%			不要 ただし、会社 代表者は連帯 保証人としま す。	商工組合中央金庫 紀陽銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行() 和歌山銀行	取扱金融機関
年2.7%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	7年以内	割賦償還 据置なし	無担保 第三者保証人 不要	第三銀行 関西アーバン銀行 きのくに信用金庫	取扱金融機関
年2.2%以内 (借換枠の返済資 金に協会保証付プ ロパー資金の残高 を含む場合は2.7 %以内)	必 要 保証協会の所定の条件による	8年以内	割賦償還 据置なし 据置 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合() ミレ信用組合 和歌山県医師信用組合 和歌山県信用 農業協同組合連合会 わかやま農業協同組合	取扱金融機関 ただし、 再生枠は産業 支援課
年1.9%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	据置 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合 岩出町農業協同組合 紀北川上農業協同組合 ありだ農業協同組合 紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合 みなべいなみ農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合 ただし、 印の金融機関は、 元気わかやま資金の取扱金融 機関から除く。	産業支援課 又は 振興局 産業総務課

用については、その都度別途定める。

労働時間等設定改善法が スタートします！

労働者の健康と生活に配慮した労働時間等の設定に向けて

平成18年4月1日から労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（労働時間等設定改善法）が施行されます。この法律は、労使による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な取組を促進するための特別の措置を講じることを目的とするものです。法律の施行に合わせ、事業主の取組の参考となる事項を例示した労働時間等設定改善指針を定めています。

この法律の趣旨・内容をご理解の上、労使の方々には新たに設けられた制度を活用して労働時間等の設定の改善に取り組んでいただくとともに、その他関係者の方々にも労働時間等の設定の改善に対するご協力をいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先
和歌山労働局監督課
073 - 422 - 2172

タイムスライク
コーナー



桃山町は「一目10万本」といわれる桃の里。
春の訪れと共に、野も山も甘い香りに包まれ、ピンクの絨毯を敷きつめたような大パノラマが広がります。まさに「桃源郷」。

（紀の川市桃山町）

シニアパワーの活用

65歳雇用 導入プロジェクト

高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。

雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。定年の定めをしている事業者については、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。



Q & A

Q 平成18年4月1日から平成19年3月31日の間は、62歳までの高年齢者雇用確保措置を講じることが義務化されますが、この間に定年（ ）となる従業員の雇用終了年齢は62歳との認識でよいでしょうか。
（ ）定年年齢の誕生日を定年退職日とする企業の場合。このQにおける定年については同様とする

A 平成18年度においては、企業の定年年齢により、次のとおりとなります。
60歳・61歳定年企業高年齢者雇用確保措置により63歳で退職
62歳定年企業62歳で定年退職
63歳以上定年企業当該定年年齢で退職

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の62歳という高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における継続雇用制度等の高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありません。したがって、継続雇用制度等の対象となった者は、当該制度の義務化年齢に当該対象者の年齢が到達した際に雇用終了となりますので、例えば、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に60歳定年となる者についても、当該対象者が62歳に到達する平成20年度には、継続雇用制度等の義務化年齢が63歳となっているため、結果的に63歳までの雇用の確保が必要となります。

問 い
合 わ
せ
相 談
先

65歳雇用導入プロジェクト

TEL : 073-431-0852 FAX : 073-431-4108

E-mail : info@chuokai-wakayama.or.jp

和歌山県人事異動

商工労働部商工政策局関係

平成18年4月1日付

(入) 新 職 名	氏 名	旧 職 名
商工労働部商工政策局局長	永井 慶一	商工政策局 商工労働総務課長
商工政策局 商工労働総務課長	木村 経多	観光局観光交流課長
商工政策局 商工労働総務課副課長	矢口 雅一	商工政策局 商工振興課副課長
商工政策局商工労働総務課企画員 (和歌山リサーチラボ総務企画)	脇谷 芳行	IT推進局情報政策課 情報交流センター分室長
商工政策局商工労働 総務課償還指導室長	田畑 嘉信	労働政策局雇用推進課 副課長(課長補佐待遇)
商工政策局商工労働 総務課長補佐	糸魚川隆司	県土整備政策局 事業進行課収用調整班長
商工政策局商工労働 総務課総務班長	山崎 良彦	労働政策局労働企画課 労働福祉班長
商工政策局商工労働総務課 政策班長兼政策審議室主任	児玉 征也	商工政策局産業支援課 新事業支援班長
商工政策局 商工労働総務課主任	清水 真己	商工政策局 商工労働総務課主査
商工政策局 商工労働総務課主査	竹原 雅人	警察本部
商工政策局 商工労働総務課主査	井筒 博紀	環境政策局環境管理課 主査
商工政策局商工労働総務課副主査 (経済産業省に派遣)	東山 俊也	商工政策局商工労働総務課 企業立地室副主査
県参事 (海南商工会議所)	小住 博章	県議会事務局局長
商工政策局 商工振興課長	高木 一郎	海草振興局県民行政部長
商工政策局商工振興課 副課長	巽 清隆	環境政策局環境生活総務課 総務企画班長兼政策審議室主任
商工政策局商工振興課 工業振興班長	北本 和敏	海草振興局建設部海南工 事事務所高速用地課長
商工政策局 商工振興課主査	小野 隆明	教育委員会
商工政策局 商工振興課主査	横畑 和幸	IT推進局情報政策課主査

(入) 新 職 名	氏 名	旧 職 名
商工政策局 商工振興課主査	村嶋 陽一	県立医科大学附属病院 紀北分院主査
商工政策局 商工振興課主査	高井 廉之	総務管理局人事課副主査 (株)ノクルートに派遣)
商工政策局 商工振興課主事	楠石 正季	採用
県参事 (わかやま産業振興財団事務局長)	嶋村 佳和	教育委員会教育総務局長
商工政策局 産業支援課長	佐竹 哲治	商工政策局産業支援課企画員 (わかやま産業振興財団総務部長)
商工政策局産業支援課企画員 (わかやま産業振興財団総務部長)	二澤 英雄	広報室副室長 (課長補佐待遇)
商工政策局 産業支援課副課長	高垣 憲治	社会福祉局福祉保健総務課総 務企画班長兼政策審議室主任
商工政策局産業支援課 企画調整班長	吐前 聖二	港湾空港振興局 管理整備課管理班長
商工政策局産業支援課 新事業支援班長	藤森 弘之	商工政策局産業支援課 企画調整班長
商工政策局 産業支援課金融班長	船井 俊宏	商工政策局産業支援課 主任
商工政策局 産業支援課主任	民谷 光央	環境政策局 環境生活総務課主任
商工政策局 産業支援課主任	野崎 雅昭	東牟婁振興局 農林水産振興部総括主任
商工政策局 産業支援課主任	塩崎 卓司	環境政策局 環境生活総務課主任
商工政策局産業支援課主任 (わかやま産業振興財団)	米山 光久	健康局国民健康保険課 主任
商工政策局 産業支援課主任	楠石 由則	広報室主査
商工政策局 産業支援課副主査	岡野 至	有田振興局県民行政部 副主査
商工政策局産業支援課副主査 (わかやま産業振興財団)	森 敏郎	環境政策局 環境生活総務課副主査
商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	上野 吉史	県工業技術センター 主査研究員

中央会人事異動

新 職 名	旧 職 名	氏 名
事務局次長 連携支援部長事務取扱	連携支援部長 連携支援部支援一課長事務取扱	早田 信人
情報総務部長	情報総務部情報調査課長	田中 敏彦
連携支援部支援一課長	連携支援部支援二課長	高橋 達雄
連携支援部支援二課長	連携支援部支援二課課長補佐	井上 桂仁
情報総務部情報総務課課長補佐	連携支援部支援一課主事	増井 浅一
連携支援部支援一課主事	情報総務部総務課主事	南 俊充

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商工労働部 商工政策局	商工労働部 商工政策局長	蓬臺 孝紀	西牟婁振興局長
	商工政策局 商工労働総務課長	永井 慶一	商工労働部商工政策局長
	商工政策局商工労働 総務課償還指導室長	中尾 順茂	紀北県税事務所企画員兼 次長
	商工政策局 商工労働総務課副課長	小山 智志	県農林水産総合技術 センター企画員兼次長
	商工政策局 商工労働総務課主幹	御前 祐司	環境政策局 廃棄物対策課副課長
	商工政策局商工労働総務課企画員 (株和歌山リサーチラボ総務企画)	温井 敬忠	労働政策局雇用推進課 副課長
	商工政策局商工労働総務課 政策班長兼政策審議室主任	崎山 剛二	政策審議室政策審議員
	商工政策局 商工労働総務課長補佐	湯川 恭英	観光・ブランド推進局 ブランド推進課副課長
	商工政策局商工労働 総務課総務班長	黒田 吉廣	県土整備政策局 技術調査課副課長
	商工政策局 商工労働総務課主査	清水 真己	商工政策局 商工労働総務課主任
	商工政策局 商工労働総務課主査	森 和弘	環境政策局 廃棄物対策課主査
	商工政策局 商工労働総務課主査	阪口 公章	県公営競技事務所主査
	商工政策局 商工労働総務課主査	長田 和直	教育委員会事務局主査
	商工政策局 商工労働総務課副主査	南 紀雄	共生推進局県民生活課 副主査
	商工労働部 商工政策局 商工労働総務課	西川 浩司 (県経済センター)	退職
商工労働部 商工政策局 商工労働総務課	西村 誠造	県立和歌山高等技術 専門校長	
商工労働部 商工政策局 商工労働総務課	矢口 雅一	商工政策局 商工労働総務課副課長	
商工労働部 商工政策局 商工労働総務課	江川 和明	総務管理局総務学事課主任 (県立医科大学事務局病院課医事管理)	
商工労働部 商工政策局 商工労働総務課	星加 正積	出納室主任	

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商工労働部 商工政策局 商工労働総務課	商工政策局 商工振興課主査	吉田 雅彦	教育委員会
	商工政策局 商工振興課主事	鈴木 誉也	総務管理局市町村課 副主査
	商工政策局 商工振興課主事	松下 教子	東牟婁振興局 健康福祉部主事
	県参事 (県商工会連合会)	相葉 栄樹	退職
	県参事 (海南商工会議所)	阪口 裕之	退職
	県参事 (わかやま産業振興財団事務局)	小堀 基二	県東京事務所長
	商工政策局 産業支援課長	増谷 行紀	政策審議室長
	商工政策局産業支援課企画員 (わかやま産業振興財団総務部長)	佐竹 哲治	商工政策局 産業支援課長
	商工政策局 産業支援課副課長	藤本 陽司	総務管理局 行政経営改革室副室長
	商工政策局 産業支援課金融班長	木原 弘達	計画局企画総務課総務 班長兼政策審議室主任
	商工政策局 産業支援課主任	飯島 孝志	福祉保健政策局長寿社 会推進課振興班長
	商工政策局産業支援課 新事業支援班長	児玉 征也	商工政策局商工労働総務課 政策班長兼政策審議室主任
	商工政策局産業支援課 企画調整班長	藤森 弘之	商工政策局産業支援課 新事業支援班長
	商工政策局 産業支援課主任	船井 俊宏	商工政策局産業支援課 金融班長
	商工政策局 産業支援課主任	西 正也	企業立地局公営企業課 主任
商工政策局 産業支援課主任	井辺 光真	水産局水産振興課主任	
商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	瀧本 宏	健康局医務課主査	
商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	今西 敏人	県工業技術センター主査 研究員	
県参事 (わかやま産業振興財団)	津本 清	退職	

4月1日付

組織変更に伴う異動等

新 職 名	旧 職 名	氏 名
事務局長	事務局長 情報総務部長事務取扱	樫尾 義男
情報総務部情報総務課長	情報総務部総務課長	中井 祥之
情報総務部情報総務課主事	情報総務部情報調査課主事	塩谷 敦子
情報総務部情報総務課主事	情報総務部情報調査課主事	黒江 政博

総務課及び情報調査課の一元化により、情報総務課を設けました。



適正なセルフ メディケーションの推進

～ 和歌山県薬局協同組合 ～

プロフィール

和歌山県薬剤師会会員が管理する薬局の経営者が結集し、昭和42年、協同組合を設立。

薬局・薬剤師が担う役割の重要性と薬業界の経営環境の改善に考慮しつつ、40年近く経過しました。近年は、不況に加えて、大型ドラッグストアの進出による価格競争や、規制緩和など業界の経営環境は厳しい状況が続いています。



松本理事長

業界近況について

数年前より、今後伸びが期待される機能性食品、サプリメントの紹介や講習会を行っています。更にこれらを進めていきたいと思っています。

適正なセルフメディケーション推進のために、薬局・薬剤師はどのような役割を果たせばよいのかを役員・組合員とともに考えていきたいと思っています。



「健康サポート」
会場

組合PR等

薬局には相談販売が主な薬局、セルフ販売が主なドラッグストア、処方箋を応需して調剤する調剤薬局がありますが、組合としては偏りなく、それぞれの特性に応じた事業運営を常に心掛けています。

組合所在地 〒640-8249
和歌山市雑賀屋町19番地
TEL 073-422-4748
FAX 073-428-1143
設立年月日 昭和42年12月9日
組合員数 473名

労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

連合和歌山 経営者協会 商工会議所連合会
商工会連合会 中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成18年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

- ・就職面談会の開催
- ・職業能力開発・向上訓練
- ・新卒予定者への就職支援
- ・継続雇用等雇用促進への取組み
- ・ミスマッチ解消への取組み
- ・その他雇用・就職に関する事業

当機構は「無料職業紹介」を行っております。
詳しくは「支援機構」まで

〒640-8227

和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

中央会だより

情報連絡員会議開催

3月8日（水） ホテルグランヴィア和歌山において情報連絡員会議を開催しました。

中央会では情報連絡員制度により、県内の主要業種の組合役職員の方40名を委嘱し、中小企業の景気動向等を毎月1回ご報告頂いておりますが、本会議は、年間の総括会議として開催するものです。

中央会榎尾事務局長挨拶の後、和歌山財務事務所 加藤理財課長による「顧客保護の観点からの金融行政について」をテーマとした講演等があり、続いて事務局から情報連絡員報告の年間集計結果の説明が詳細に行われました。

その後、各業界の情報連絡員の方々から特記事項についての発表・意見交換が行なわれました。



65歳雇用導入



「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正を受けて、今月1日より高年齢者雇用確保措置の実施が義務化され、65歳までの継続雇用、65歳までの定年延長もしくは定年制の廃止いずれかの措置を講じる必要があります。

中央会で取り組んでいる本事業も3年間の事業期間の内2年間を経過し、3月22日（水） ホテルグランヴィア和歌山において平成17年度65歳雇用導入プロジェクト

中央会役員会開催

3月15日（水）ルミエール華月殿において中央会役員会を開催しました。

平成17年度新規加入組合の承認、補正予算案の承認、平成18年度事業計画と収支予算案が審議され、原案どおり可決されました。

役員会に続いて懇親会が催され、和歌山県商工労働部の下部長、商工組合中央金庫和歌山支店本田支店長他ご来賓出席のもと、和やかに懇談されました。



プロジェクト

第4回達成会議を開催しました。

和田社会保険労務士により平成17年度総括プレゼンテーションが行われ、又、本会が委嘱している3名の専門家による個別企業訪問総括報告などが行われました。

本会では最終年度の18年度も、「65歳継続雇用達成方針」に従い、広く本制度の理解を進めていくことを努力目標としていきます。



全国先進組合事例

茨城県

イベントと陶土の供給で「陶芸の街」発展に寄与
笠間焼協同組合

所在地 〒309-1611
笠間市笠間2481-5

電話番号 0296-73-0058

FAX番号 0296-73-0708

設立 平成3年7月

出資金 2,660万円

組織形態 産地組合

地区 茨城県

主な業種 陶磁器製品製造業、
陶磁器製品販売業

組合員 153人

組合従業員 2人

URL <http://www.kasamayaki.or.jp/>

県内最大規模のイベント「陶炎祭」の開催や笠間陶土の確保・販売のための精土工場運営といった事業を通じて、「陶芸の街」としての地域振興に大きな役割を果たしている

背景と目的

笠間焼の起源は江戸時代の安永年間にまで遡ることができるが、笠間は他の陶芸産地のようなイベントを持たなかった。そこで、集客力の向上を目的として、昭和57年に第1回の「陶炎祭（ひまつり）」が開催されることとなった。また、笠間産地の土はもともと品質に問題があり、都市化の進展にともなって良質な粘土の確保が困難な状況にあったことから、組合は精土工場を建設し、高品質な笠間粘土の安定供給を図った。

地域活性化に貢献する事業・活動の内容

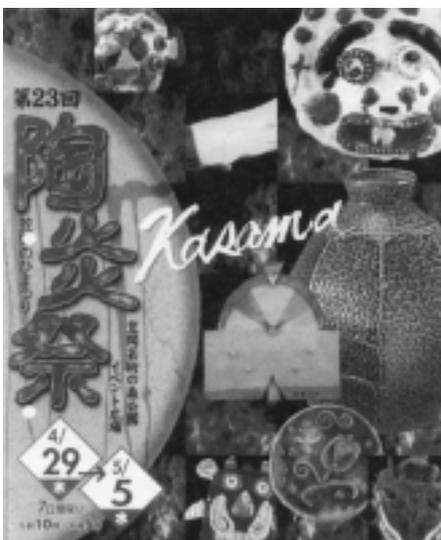
組合では、「陶炎祭」「彩初市（いろどりはついち）」「笠間焼フェア」といったイベントの開催をはじめとして、精土工場による笠間粘土の供給、各種展示会等への参加、各種研修会の開催、笠間焼技術改善のための調査・研究、パンフレット等の発刊、組合HPの運営、製品の共同販売といった様々な事業を通じて、産地の発展・振興と地域社会への貢献を果たしている。

成果

昭和57年に始まった陶炎祭は、平成7年以降、組合が主催することとなった。このイベントは年々規模が大きくなり、平成16年度は約23万人が訪れるなど、同時期では県内最大規模のイベントに成長している。パイヤーも訪れるこのイベントは、組合員の販路の維持・拡大に貢献しており、また対面販売を行うことで、組合員の市場ニーズの把握にも大いに役立っている。その他にも、組合は精土工場による笠間粘土の安定供給や釉薬・道具類の販売等によって、組合員が安心して作品作りに打ち込める環境づくりを行うとともに、茨城県酒造組合と協力して「陶芸家と酒蔵との出会い」といったイベントの開催や、茨城県名産の納豆を入れるための「納豆鉢」製造など、他業界とのコラボレーションなどにも積極的に取り組んでいる。また、個性を失いつつある笠間焼製品の現状を考え、「笠間焼らしさ」を前面に押し出した新製品の開発なども行っている。



笠間焼花瓶



所在地 〒408-0044
北巨摩郡小淵沢町2968-1
スパティオ小淵沢内

組織形態 集中型企業組合

実施事業 飲食店

組合員 65人

電話番号 0551-36-3340

URL <http://www.chuokai-yamanashi.or.jp>

FAX番号 0551-36-3340

設立 平成9年7月

出資金 92万円

地元農産物を使用し、レストラン事業を共同化する中で、地域おこしとともに都市住民との交流を行い、中高年女性の生きがいの場を創出した

背景と目的

郷土食を見直し食生活の安全性を研究することを理念とする『食と健康を考える会』が組合の母体組織である。この理念を具体化する事業として、地元農産物の加工・活用を図るためのレストラン経営を始めた。この機会を提供してくれたのは、農林水産省の補助事業であった。レストラン経営を通して、伝統的食生活の見直しと伝達普及を目指している。



店内風景

地域活性化に貢献する事業・活動内容

組合の事業の柱は収益事業としてのレストラン経営である。地元農産物を使用した郷土料理と薬食同源の思想に基づく薬膳料理の融合を図る食文化の提案を行っている。また、地域貢献活動として、地元の小学校から高校までの生徒らへそば打ちの体験指導を行うとともに、独居老人世帯等への配食ボランティア活動などを行っている。

創業後の課題として地元客の利用が少ないことがあったが、法事等の宴席需要に着目し地元客の利用機会の創出に成功した。

成果

中高年女性による地域おこしは全国的にも話題となり、各地からの視察が相次ぎ、講演依頼なども多くあった。このことで組合員に適度な緊張感が生まれ、誇りと自信を深めることとなった。また、中高年女性の起業と雇用創出が地域社会からも評価されており、地域農家から新鮮野菜等の食材や地域内で生産された加工食品を使用することによる地産地消の推進で、農村の活力の復活に寄与することができた。事業は9期目に入るが、マンネリに陥らないようメニューや施設のリニューアル等、事業の見直しを行う時期になっており、一部です



心臓系統に良いとされる食材と調味料を使用した「赤の森樹膳」



胃腸系統に良いとされる食材と調味料を使用した「黄の森樹膳」

でに取り組みを始めている。組合員の多くが中高年であるため、今後は後継者や伝統的食文化を継承する人材の育成が重要な課題となってくる。また、このような人づくりを通して地域活性化に貢献することも可能である。

所在地 〒790-0004

松山市大街道1丁目1-8

電話番号 089-921-1000

FAX番号 089-921-1039

設立 昭和26年2月

出資金 4,201万円

組織形態 商店街組合

地区 松山市

主な業種 商業、サービス業を行う事業者

組合員 165人

専従理事 2人

URL <http://nissenren-ehime.co.jp>

日専連の全国イベントを愛媛版として展開するために、全応募作品の展示、独自の審査表彰等の新しい企画を構築し魅力向上を図る。地域密着型の文化事業である。

背景と目的

かねてより社会貢献事業を愛媛の地で行いたいと考えていた当組合は、協同組合連合会日本専門店会連盟が実施している児童版画コンクールという格好の素材を得て、愛媛版児童版画コンクールを実施している。応募のあった全作品を展示し、独自の表彰制度を設けるなど、地域密着型の文化事業を行い組合及び連携してカード事業を実施している株式会社日専連えひめのイメージアップを目指した。



天才ちるどれん表彰式

地域活性化に貢献する事業・活動の内容

県下全域の小学校から版画作品を募集し、日本専門店会連盟が実施しているコンクールに優秀作を送るだけでなく、愛媛県独自の企画として、全応募作品を組合員の店舗や共催の生協店舗に展示し、愛媛県独自の賞の設定や表彰式も行っている。入賞者には自分の作品をプリントしたTシャツを贈るなどきめ細かな配慮を行い、地域の文化・教育へ貢献している。さらに、地域に親しみを持ってもらえるよう、コンクールの名称を「天才ちるどれん～ちいさな画伯の大きなちから～」と題するなど、イベント企画の表現にも工夫を凝らしている。企画にあたっては、作品応募に強みを発揮する学校の協力を得、また、イベントのPRや、作品募集等を家族の協力を得やすいようえひめ生活協同組合と共催して実施している。

成果

応募作品は初年度の26校560点から45校830点まで増加している。また、協賛企業も増加しており、当初理解が得られなかった公的機関の後援が得られるなど、社会的認知の浸透が進んできている。さらに、版画コンクールといえば協同組合日専連松山・日専連えひめといわれるようになり、店頭に展示することで市民の目に触れる機会も多くそういった工夫への評価は高い。社会貢献事業の展開によりイメージ向上が図られたといえよう。



応募作品の展示

所在地 〒763-0034

丸亀市大手町2丁目3-1

組織形態 産地組合

地区 香川県

電話番号 0877-24-7055

主な業種 うちわ・扇子・ちょうちん製造業

FAX番号 0877-24-7055

設立 昭和41年12月

組合員数 3組合(所属員61人)

出資金 75万円

組合従業員 3人

伝統産業「丸亀うちわ」の後継者を育成するため「後継者育成講座」を実施。修了生が各方面で活躍することで、地域産業・観光に寄与している

背景と目的

「丸亀うちわ」は、国内生産量の約9割を占め、平成9年に国の伝統工芸品の指定を受けた、地域を代表する伝統産業である。しかし、うちわ職人の高齢化に伴い、近い将来後継者不足になることが否めない深刻な状況にある。そこで、「技法後継者育成講座」を実施した。

地域活性化に貢献する事業・活動の内容

連合会内において、推進グループ「礎(いしずえ)」を組織し、後継者育成事業に取り組み、平成10年度より、「技法後継者育成講座」を実施している。丸亀市が地場産業支援のため平成7年にオープンさせた博物館「うちわの港ミュージアム」内で講座を開講している。「『丸亀うちわ』の製造・技法講座」として、表面に紙を張る「うちわ貼加工の部」と竹で骨組みを作る「うちわ骨製造の部」を設け、両工程を受講することを原則としているが、いずれかの受講も可能である。受講者の資格を限定しないことで、多くの人々の参加を可能とし、平成10年から15年まで、総計60名以上が受講、事業終了後も約20名の修了生が何らかのかたちでうちわ製造に携わっている。

成果

直接の目的である後継者育成に貢献できたとはまだ評価できない状況ではあるが、このような活動の実施が多くのメディアで紹介されたことで、うちわ産地としての丸亀市の知名度アップに貢献している。また、丸亀城内では講座修了生の活躍の場としての「竹工房」が、観光案内所を兼ねた店舗として開設され、地域へも出張、実演、製作、販売を行っている。また、ミュージアム内でも修了生が製作実演を行うなど、「観光資源」としても地域に寄与している。



うちわ作り



講座の様子

情報連絡員調査

2月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

2.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	→	↓	→	→
	繊維同製品	↓	↓	→	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↑	→	→	↑
	窯業土石製品	→	→	→	→
	鉄鋼金属	↑	↑	↑	↑
その他	→	↓	→	↓	
非製造業	卸売業	→	↓	→	↓
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
	建設業	↓	↓	↓	↓
	運輸業	↓	↓	→	↓
DI 値		-20.0	-42.5	-25.0	-37.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

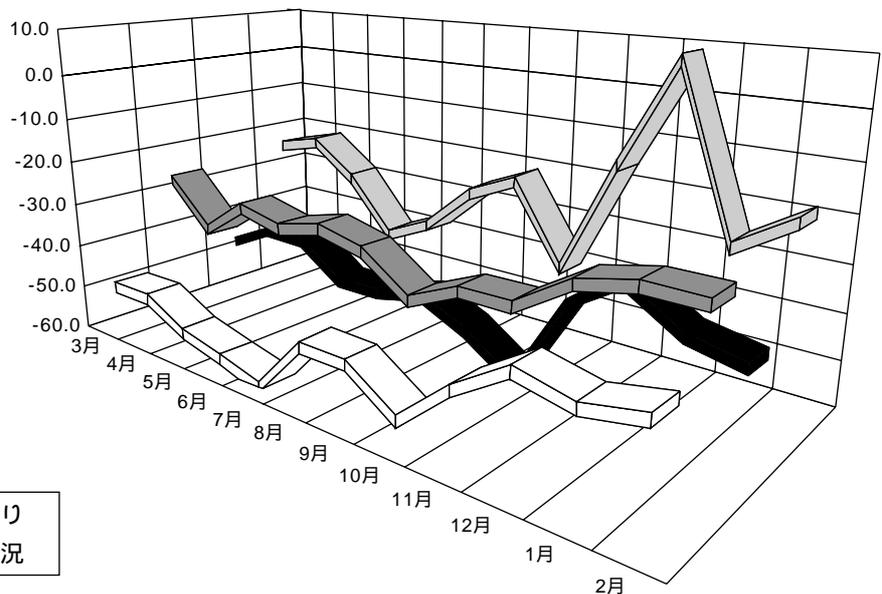
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス37.5ポイントであり、同1月調査と比べて2.5ポイント改善した。

同1月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント改善、「収益状況」は2.5ポイント悪化、「資金繰り」は不変だった。

2月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は15名、「悪化」との回答は20名で、「好転」との回答は5名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り
■ 収益状況 □ 業界景況

● 製造業 ●

繊維・同製品	相変わらずの業況である。春物、夏物の受注は低調。(ニット)
	原油価格の上昇により、製造コストやその他輸送などにも具体的に価格上昇の話が出てきているにもかかわらず、転嫁が難しい。今後に苦慮します。(織物)
	売上高は少し減少気味。(手袋)
木材・木製品	仕事を確保している企業はマンション等納入業者に集中している。原油価格高騰による材料費の値上がり厳しく、通常価格の10%以上の価格になっている。前月同様新たな資金要請を行う業者は少ない。(建具)
	年度末で受注量が少し多くなっていますが、相変わらず単価が安いです。(建具)
	最近、組合員企業の規模縮小、廃業等による退会や行政の事業補助金削減により、組合の活動範囲が狭まり、組活活性化(結束力)の縮小が懸念される。(家具)
化学ゴム	昨年度比出荷量15%増加、売上高24%増加。したがってある程度の原料価格転嫁ができてきたのかもしれませんが。(化成品)
鉄鋼・金属	依然として仕事量は多く、忙しい状況が持続している。(鋳物)
	親企業は総生産量大幅アップの見通しであり、特に管(パイプ)はフル稼働の状態である。協力企業も仕事量は増している。単価を見直してほしい。(住金協力)
和雑貨製造業	2月は例年通り動きが悪かった。年末に1社、1月末に1社倒産した。1社は原材料の値上げにより、運転資金が不足したらしい。1社は過大設備投資らしい。(家庭用品)

● 非製造業 ●

卸売業	2月度は特に要因はありませんが、各社共そこそこの成果で終わっています。現状では労働時間の問題、売買契約の改善等共通課題に取り組んでいる状態です。(電設資材)
小売業	依然として厳しい状況に変化がない。特に宝飾品関連の低迷が続いている。最近のラフな服装も影響していると思うが、非必需品でもあり、始末しやすいのではないかと思う。時計は高級ブランド品が好調であるが、一部の大型店へ客が流れている。催事をしている店は何とか売上を維持しているようだ。全般的に良い話が聞けない。(時計)
	旧ビブレ跡に誘致しようとしているポートピアについて、地区住民、PTAによる設置反対運動が行われている。日頃から商店主と周辺住民とのコミュニケーションができていない結果であると思う。地区の行事には商店主は積極的に参加すべきである。東ぶらくり丁商店街の老舗のスーパーが閉店した。そして半年程前開店したドン・キホーテの撤退が噂されている。(和歌山市)
	ほぼ前月と同じような感じで2月も終わったかと思えます。(田辺市)
サービス業	現代社会において、マスコミによる報道は欠かすことのできない情報源です。一般の人はその情報をリアルタイムで知ることができます。良いニュースが早く伝わるのは喜ばしいことですが、和歌山の行楽日の道路状況が常に最悪何十キロ渋滞ではお客が避けるのは当然です。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(111.1%)、総売上料金(109.8%)、1人当たり消費単価(98.8%)、総宿泊料金(118.0%)、1人当たり宿泊単価(106.2%)。1~2月の宿泊人員で見ると、17年は129,300人、18年は139,196人で9,896人の増(+7.7%)である。対前年同月比で、宿泊人員は9,896人の増となっているが、16年同月対比では、145,212人で6,016人の減、15年同月対比では、139,242人で46人の減となり、まだまだ楽観は許されない。(白浜旅館)
	新車販売の伸び悩み、整備需要の落ち込みと条件が悪い。(田辺自動車)
運輸業	2月は前年より輸送数量の減が見られる。また、燃料値上げが依然として続いている。3月も値上げするとのこと。物流業界は大変である。(和歌山市)

実施共済制度一覧

経営自慢M型

無配当新介護保障遡増定期保険

豊富なキャッシュバリューを活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源をご準備いただくことができます。

総合保障プラン

集団扱により割安な保険料で、安心の死亡保障と医療保障が準備できます

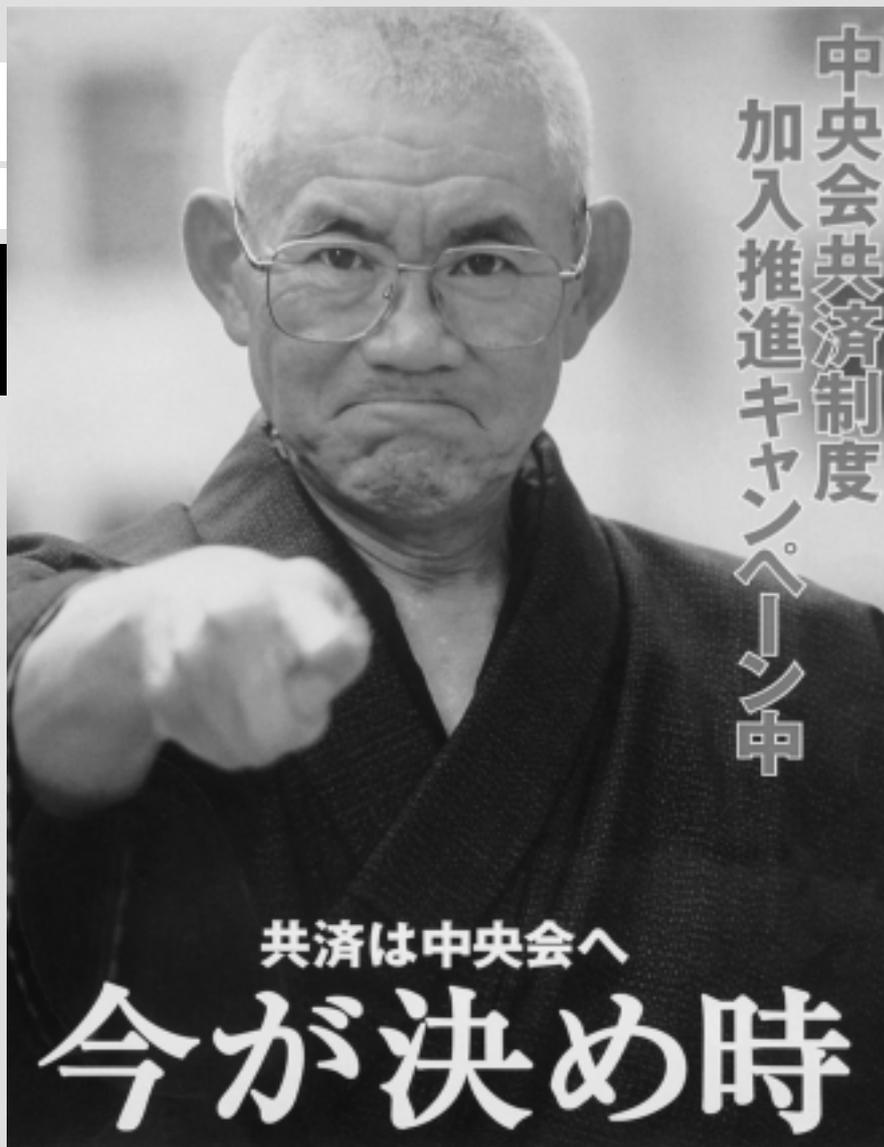
年金共済

(拠出型企業年金保険)

安定した老後生活資金が準備できます(個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を



中央会共済制度
加入推進キャンペーン中

共済は中央会へ

今が決め時

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806 FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円~300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金 (1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
"	2t超 27,000円

問合先 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

労災認定を待たずに保険金をお支払い！
従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
入院・通院保険金は1日目からお支払い！
特約により地震などの天災を補償！
建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新経営安心部長 

お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
入院医療保険金特約にかぎります。
医師の診査は不要。各人の告知も不要！
被保険者数が5名以上の場合に限りです。
記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

21世紀
建保 

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！
差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
入退院時の交通費をお支払いします！
ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

本社 〒542-8567 大阪府中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741 (大代表) HOME PAGE
http://www.fujikasai.co.jp
東京本社 〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911 (大代表)

相談窓口
0120-228-386
24時間受付
0120-220-557
24時間365日 事故受付相談サービス



紀三井寺の桜(和歌山市)



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp



この情報誌は、環境に優しい大豆油インキを使用しています。



この情報誌は古紙100%を使用しています。